

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|  |   |  |                |                |                |                |       |       |
|--|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
|  |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |       |       |
| (宛先) 京都市長  |   | 平成29年 9月 30日   |                |                |                |                |       |       |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地 |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>株式会社ジェイアール西日本伊勢丹<br>代表取締役社長 瀬良 知也<br>電話 075-352-1111                         |                |                |                |                |       |       |
| 主たる業種  | 百貨店   | 細分類番号  | 5   6   1   1  |                |                |                |       |       |
| 事業者の区分   | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |       |       |
| 計画期間   | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                |                |                |       |       |
| 基本方針   | 平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度で温室効果ガスを年平均3%以上削減する。  |  |                |                |                |                |       |       |
| 計画を推進するための体制                                       | 京都駅ビルのキーテナントで構成する省エネルギー推進委員会を設備担当内に設置し、毎月1回開催し、エネルギーの適正管理、省エネ施策の推進をしております。同様に弊社の担当内でも行っております。 |  |                |                |                |                |       |       |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                                | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |       |       |
|  | 事業活動に伴う排出の量   | 13,518.7 トン  | 13,422.1 トン    | 13,019.4 トン    | 12,628.8 トン    | -3.7           | パーセント |       |
|  | 評価の対象となる排出の量  | 13,837.0 トン  | 12,642.1 トン    | 12,239.4 トン    | 11,848.9 トン    | -11.5          | パーセント |       |
|  | 目標の根拠   | 照明の間引き点灯・点灯時間の削減、空調運転時間の削減、照明のLED化等の省エネ施策の実施を行い、年3%の削減を目標とする。  |                |                |                |                |       |       |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                                  | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率   |       |
|  | 百貨店   | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積x1/100)  | 15.19          | 15.08          | 14.63          | 14.19          | -3.67 | パーセント |
|  |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                |       | パーセント |
|  | 原単位の指標及び目標の根拠   | 延床面積 x 1/100を原単位の指標とし、年3%の削減を目標とする。  |                |                |                |                |       |       |
| 重点的に実施する取組の実施計画                                    |   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |       |       |
|  |   | 76.0 パーセント   | 114.0 パーセント    | 114.0 パーセント    | 121.0 パーセント    |                |       |       |
| 具体的な取組及び措置の内容                                      | (29)年度  | 照明の間引き点灯・点灯時間の削減、空調運転時間の削減、照明のLED化等の省エネ施策の実施を行う。   |                |                |                |                |       |       |
|  | (30)年度  | 照明の間引き点灯・点灯時間の削減、空調運転時間の削減、照明のLED化等の省エネ施策の実施を行う。   |                |                |                |                |       |       |
|  | (31)年度  | 照明の間引き点灯・点灯時間の削減、空調運転時間の削減、照明のLED化等の省エネ施策の実施を行う。   |                |                |                |                |       |       |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置            | 措置の内容   | 自家用車による通勤は禁止している。  |                |                |                |                |       |       |
|  | 上記の措置を採用する理由  | 事故防止、温室効果ガス排出量の削減。   |                |                |                |                |       |       |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量          | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |       |       |
|  | 森林の保全及び整備によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|  | 地域産木材の利用によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|  | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|  | グリーン電力証書等の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|  | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |
| 合計   | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |       |       |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                                  | 「DO YOU KYOTO? プロジェクト」ライトダウンに登録、実施。   |  |                |                |                |                |       |       |
| 特記事項   | 第三計画期間に繰り越す超過削減量2,339.9tの内、平成29年度排出量から780t、平成30年度排出量から780t、平成31年度排出量から、779.9tをそれぞれ差し引いている。    |  |                |                |                |                |       |       |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|  |  |  |                |                |                |                |             |
|--|--|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|  |  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |             |
| (宛先) 京都市長  |  | 平成 29年 9月 30日  |                |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地 |  | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>株式会社ジェイアール西日本ホテル開発<br>代表取締役社長 中村 仁<br>電話 075 - 344 - 8888                    |                |                |                |                |             |
| 主たる業種  | ホテル業   | 細分類番号 7   5   1   1  |                |                |                |                |             |
| 事業者の区分   | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号  | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |             |
| 計画期間   | 平成29年4月から平成32年3月まで   |  |                |                |                |                |             |
| 基本方針   | 平成26年度から28年度の平均排出量を基準に、平成29年度の温室効果ガス排出量を1%以上削減する。  |  |                |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制                                       | 従来から取り組んでいるKES活動において進捗管理を実施する。   |  |                |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                                | 温室効果ガスの排出の量  | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|  | 事業活動に伴う排出の量  | 8,869.3 トン   | 8,825.1 トン     | 8,780.8 トン     | 8,736.9 トン     | -1.0 パーセント     |             |
|  | 評価の対象となる排出の量   | 8,615.4 トン   | 8,825.1 トン     | 8,780.8 トン     | 8,736.9 トン     | 1.9 パーセント      |             |
|  | 目標の根拠  | ゲストスペース以外での空調温度管理や照明設備の運用マニュアル設定等の細やかな省エネルギー対策実施による1.0%削減を第三計画期間の目標数値とする。                            |                |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                                  | 事業の用に供する建築物の用途   | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|  | ホテル  | 事業活動に伴う排出の量<br>(売上高÷億円)  | 77.93          | 77.80          | 76.94          | 76.19          | -1.22 パーセント |
|  |  | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント       |
|  | 原単位の指標及び目標の根拠  | KES活動において、売上単位あたりの温室効果ガス排出量1%削減を目標としており、それに準ずる。  |                |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実施計画                                    |  | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |             |
|  |  | 69.0 パーセント   | 69.0 パーセント     | 76.0 パーセント     | 84.0 パーセント     |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容                                      | (29)年度   | 大宴会場の照明についてLED化を実施   |                |                |                |                |             |
|  | (30)年度   | 客室改装に伴う照明のLED化を推進  |                |                |                |                |             |
|  | (31)年度   | 空調温度設定、照明設備の運用マニュアルを再度徹底   |                |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置            | 措置の内容  | 通勤については交通機関の利用を奨励している。   |                |                |                |                |             |
|  | 上記の措置を採用する理由   | 第一計画期間より実施しており、引き続き実施する。   |                |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量          | 区分   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|  | 森林の保全及び整備によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|  | 地域産木材の利用によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|  | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|  | グリーン電力証書等の購入によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|  | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
| 合計   | 0.0 トン   | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                                  | 厨房から出る食品ゴミは堆肥化によるリサイクルを実施、客室ではアメニティをディスペンサーボトルを導入し、ゴミ排出量を抑制。また、使用済みの石鹸や割りばし等に関しても分別処理によりリサイクルを実施 |  |                |                |                |                |             |
| 特記事項   |  |  |                |                |                |                |             |

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|  |   |
|--|---|
| (宛先) 京都市長                                  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更<br>平成 29 年 9 月 1 日 |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>京都市山科区日ノ岡夷谷町11番地 | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>医療法人 十全会 理事長 赤木 厚<br>電話 075 - 771 - 4196                      |

|   |   |                                   |  |                |                |                |       |       |
|---|---|-----------------------------------|--|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 主たる業種                                     | 医療業(一般病院)                                     |                                   | 細分類番号  | 8              | 3              | 1              | 1     |       |
| 事業者の区分                                    | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号                         |                                   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |       |       |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで                            |                                   |  |                |                |                |       |       |
| 基本方針                                      | 平成29年4月から基準年度に対する2%を目標に、毎年2%ずつ削減できるように努力していく。 |                                   |  |                |                |                |       |       |
| 計画を推進するための体制                              | 毎月1回実施している省エネルギー推進委員会において新たな削減計画を検討していく。      |                                   |  |                |                |                |       |       |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量                                   | 基準年度<br>(26~28)年度                 | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |       |       |
|   | 事業活動に伴う排出の量                                   | 8,975.8 トン                        | 8,796.2 トン   | 8,620.0 トン     | 8,447.2 トン     | -4.0           | パーセント |       |
|   | 評価の対象となる排出の量                                  | 8,964.5 トン                        | 8,796.2 トン   | 8,620.0 トン     | 8,447.2 トン     | -3.8           | パーセント |       |
|   | 目標の根拠   | 空調機器を最新機器へ更新することで温室効果ガスの削減が期待できる。 |  |                |                |                |       |       |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途                                | 原単位の指標                            | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率   |       |
|   | 病院  | 事業活動に伴う排出の量<br>延床面積×1/100         | 14.52  | 14.23          | 13.95          | 13.67          | -3.93 | パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )                |  |                |                |                |       | パーセント |
|   | 原単位の指標及び目標の根拠                                 | 空調機器を最新機器へ更新することで温室効果ガスの削減が期待できる。 |  |                |                |                |       |       |
| 重点的に実施する取組の実施計画                           |   | 基準年度<br>(28)年度                    | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |       |       |
|   |   | 68.0                              | 68.0   | 68.0           | 68.0           |                |       |       |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度  | 省エネ活動の推進、空調機器の最新機器への更新            |  |                |                |                |       |       |
|   | (30)年度  | 省エネ活動の推進、空調機器の最新機器への更新            |  |                |                |                |       |       |
|   | (31)年度  | 省エネ活動の推進、空調機器の最新機器への更新            |  |                |                |                |       |       |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容   | 公共機関の利用推進及びエコドライブの周知。             |  |                |                |                |       |       |
|   | 上記の措置を採用する理由                                  | 勤務形態により、完全なノーマイカーデーの実施は困難な為。      |  |                |                |                |       |       |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区分  | 第1年度<br>(29)年度                    | 第2年度<br>(30)年度   | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |       |       |
|   | 森林の保全及び整備によるもの                                | 0.0 トン                            | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|   | 地域産木材の利用によるもの                                 | 0.0 トン                            | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの                   | 0.0 トン                            | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの                             | 0.0 トン                            | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |       |       |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの         | 0.0 トン                            | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |       |       |
| 合計  | 0.0 トン  | 0.0 トン                            | 0.0 トン   |                |                |                |       |       |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | 環境に関連するキャンペーンへの参加。京都エコポイント事業への参加。             |                                   |  |                |                |                |       |       |
| 特記事項                                      |   |                                   |  |                |                |                |       |       |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|   |   |  |                |                |                |                |             |
|---|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |             |
| (宛先) 京都市長   |   | 平成29年 9月 28日   |                |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>京都市下京区烏丸通七条上る常葉町<br>真宗大谷派宗務所内 |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>学校法人 真宗大谷学園<br>理事長 但馬 弘<br>電話 075 - 371 - 5521                               |                |                |                |                |             |
| 主たる業種   | 高等教育機関  | 細分類番号  | 8   1   6   1  |                |                |                |             |
| 事業者の区分  | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |             |
| 計画期間  | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                |                |                |             |
| 基本方針  | 平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成29年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。  |  |                |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制  | 大学、中・高等学校各現場の責任者である学長・校長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを推し進めると共に、教職員・学生等への啓蒙を行う。   |  |                |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                                     | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 3,750.9 トン   | 3,702.5 トン     | 3,665.3 トン     | 3,628.5 トン     | -2.3 パーセント     |             |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 3,637.3 トン   | 3,599.5 トン     | 3,562.3 トン     | 3,524.5 トン     | -2.1 パーセント     |             |
| 目標の根拠   | 大谷大学においては、平成31年度までに照明や空調等の負荷設備を更新して高効率化する。大谷中学校・高等学校においては、生徒数増加につき施設の稼働率が上昇しているが、老朽化した機器から順に高効率化を図る。その際には自動化を推奨し、無駄を省く。 |  |                |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                                       | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 学校  | 事業活動に伴う排出の量<br>(校舎等延床面積)   | 3.65           | 3.61           | 3.65           | 3.38           | -2.83 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント       |
| 原単位の指標及び目標の根拠   | 大谷大学においては、平成31年度までに照明や空調等の負荷設備を更新して高効率化する。大谷中学校・高等学校においては、生徒数増加につき施設の稼働率が上昇しているが、老朽化した機器から順に高効率化を図る。その際には自動化を推奨し、無駄を省く。 |  |                |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実施計画   | 基準年度<br>(28)年度  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 80.0 パーセント  | 125.0 パーセント  | 125.0 パーセント    | 125.0 パーセント    |                |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容   | (29)年度  | 大学では、照明設備を更新する。適正なエネルギー管理に努める。中高では、蛍光灯FLR(北館)をLED照明に付替え。トイレの自動点灯、自動                                  |                |                |                |                |             |
|   | (30)年度  | 大学では、新校舎完成に伴い仮設キュービクルの撤去。中高では、蛍光灯Hf(東館)を古いものからLED照明に付替え。トイレの自動点灯、自動                                  |                |                |                |                |             |
|   | (31)年度  | 大学では、照明設備の更新を計画する。適正なエネルギー管理に努める。中高では、蛍光灯Hf(東館)を古いものからLED照明に付替え。体育                                   |                |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置                 | 措置の内容   | 育児・介護・身体障がいなど特段の事情がない限り、教職員の自家用車通勤を認めていない。   |                |                |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由  | 上記原則で年間運用ができています。  |                |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量               | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  |  | トン             | トン             | トン             |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの   |  | トン             | トン             | トン             |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   |  | トン             | トン             | トン             |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   |  | トン             | トン             | トン             |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   |  | トン             | トン             | トン             |                |             |
| 合計  |   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                                       | ①地元自治体から要請のある「クールスポット」への参加<br>②書類廃棄時の「焼却」から「溶解処分」への切替による廃棄物削減、リサイクル化によるCO2削減を行った。                                       |  |                |                |                |                |             |
| 特記事項  | 平成26年度より、デマンド監視装置によるエネルギー監視システムを導入している。超過削減量の差し引きを行っている。(第1、2年度に103トン、第3年度に104トン差し引き)                                   |  |                |                |                |                |             |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|   |   |  |                |                |                |                |             |
|---|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| (宛先) 京都市長   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>京都市伏見区日野西風呂町5番地                             |   | 平成 29 年 9 月 29 日   |                |                |                |                |             |
| 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>医療法人 新生十全会<br>理事長 赤木 博<br>電話 075 - 572 - 0634 |   |  |                |                |                |                |             |
| 主たる業種   | 病院  | 細分類番号 8   3   1   1  |                |                |                |                |             |
| 事業者の区分  | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |             |
| 計画期間  | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                |                |                |             |
| 基本方針  | 平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、温室効果ガス排出量を年平均1%以上削減出来るよう努力していく。             |  |                |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制  | 事務局を中心とし、各部署との連携を図り温暖化対策に取り組む。                                      |  |                |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標   | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量<br>(病床数)  | 6,486.1 トン   | 6,415.4 トン     | 6,350.3 トン     | 6,285.9 トン     | -2.1 パーセント     |             |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 7,185.4 トン   | 5,264.5 トン     | 5,201.3 トン     | 5,136.9 トン     | -27.6 パーセント    |             |
| 目標の根拠   | 従前から取り組んでいる照明の間引き、不在時の消灯徹底、空調機の運転スケジュール、設定温度管理等を継続し、各種設備の適正な運転に努める。 |  |                |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等   | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 病院  | 事業活動に伴う排出の量<br>(病床数)   | 5.26           | 5.20           | 5.15           | 5.09           | -2.16 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント       |
| 原単位の指標及び目標の根拠   | 病床数(H29.9.1時点の稼働病床)を原単位とする。各種設備の適正な運転管理。                            |  |                |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実実施計画  | 基準年度<br>(28)年度  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 87.0 パーセント  | 162.0 パーセント  | 162.0 パーセント    | 162.0 パーセント    |                |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容   | (29)年度  | 各種設備の運転状況を管理し、適正な管理を行う。  |                |                |                |                |             |
|   | (30)年度  | 各種設備の運転状況を管理し、適正な管理を行う。  |                |                |                |                |             |
|   | (31)年度  | 各種設備の運転状況を管理し、適正な管理を行う。  |                |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置                               | 措置の内容   | 公共交通機関の利用促進 及び エコドライブの周知。  |                |                |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由  | 勤務体系により、完全なノーマイカーデーの実施は困難な為。   |                |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量                             | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの                               | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
| 合計  | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動   | 定期的に近隣の河川清掃及び水質調査を行い、環境負荷の低減に努めている。                                 |  |                |                |                |                |             |
| 特記事項  | 第1年度(29)年度：1150.9トン 第2年度(30)年度：1149トン 第3年度(31)年度：1149トン             |  |                |                |                |                |             |

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |  |  |                |                |                |            |
|---|--|--|----------------|----------------|----------------|------------|
|   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                               |                |                |                |            |
| (宛先) 京都市長                                 |  | 平成29年 9月 8日  |                |                |                |            |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都北区赤羽二丁目1番1号  |  | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>合同会社西友<br>代表社員ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社<br>職務執行者 上垣内 猛<br>電話 03-3598-7751 |                |                |                |            |
| 主たる業種                                     | 総合スーパー   | 細分類番号  | 5   6   1   1  |                |                |            |
| 事業者の区分                                    | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ<br>京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号              |  |                |                |                |            |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで   |  |                |                |                |            |
| 基本方針                                      | 長期的な視野に立ち、地球環境の保全・地域社会の繁栄・より多くのお客様や従業員の健康と暮らしの向上等に寄与するため、サステナビリティを事業活動と一体を成す不可欠な活動として推進します。  |  |                |                |                |            |
| 計画を推進するための体制                              | 設備の改善はデベロップメント本部施設部が主導し、日常のオペレーションは店長が中心に管理する。   |  |                |                |                |            |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量  | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率        |
|   | 事業活動に伴う排出の量  | 3,754.3 トン   | 3,754.3 トン     | 3,754.3 トン     | 3,754.3 トン     | 0.0 パーセント  |
|   | 評価の対象となる排出の量   | 3,507.5 トン   | 3,174.3 トン     | 3,174.3 トン     | 3,174.3 トン     | -9.5 パーセント |
|   | 目標の根拠  | これまでの過度な省エネを見直し、また要冷商品の品質管理を強化したことからエネルギー使用量が増加する懸念がありますが、計測的な省エネを実施し現状維持を目標とします。                |                |                |                |            |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率        |
|   | 総合スーパー等  | 10.65  | 10.65          | 10.65          | 10.65          | 0.00 パーセント |
|   | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積 35,254m <sup>2</sup> ×10)   |  |                |                |                | パーセント      |
|   | 原単位の指標及び目標の根拠  | これまでの過度な省エネを見直し、また要冷商品の品質管理を強化したことからエネルギー使用量が増加する懸念がありますが、計測的な省エネを実施し現状維持を目標とします。                |                |                |                |            |
| 重点的に実施する取組の実施計画                           |  | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考         |
|   |  | 130.0 パーセント  | 130.0 パーセント    | 130.0 パーセント    | 130.0 パーセント    |            |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度   | ・適正照度の維持管理      ・空調温度、湿度の適正化      ・空調機、冷凍冷蔵設備のメンテナンス強化      ・デマンドコントロール                          |                |                |                |            |
|   | (30)年度   | ・適正照度の維持管理      ・空調温度、湿度の適正化      ・空調機、冷凍冷蔵設備のメンテナンス強化      ・デマンドコントロール                          |                |                |                |            |
|   | (31)年度   | ・適正照度の維持管理      ・空調温度、湿度の適正化      ・空調機、冷凍冷蔵設備のメンテナンス強化      ・デマンドコントロール                          |                |                |                |            |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容  | 既に社則により、自動車通勤は許可制になっている。   |                |                |                |            |
|   | 上記の措置を採用する理由   | 社内就業規則により定められているため。  |                |                |                |            |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区分   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |            |
|   | 森林の保全及び整備によるもの   | トン   | トン             | トン             |                |            |
|   | 地域産木材の利用によるもの  | トン   | トン             | トン             |                |            |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの  | トン   | トン             | トン             |                |            |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの  | トン   | トン             | トン             |                |            |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの  | トン   | トン             | トン             |                |            |
|   | 合計   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |            |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | ●エネルギー効率の高い施設・設備への転換、日常の運用改善により地球温暖化ガスの排出の抑制を図る。<br>●廃棄物の発生抑制、リサイクルに努める。●お取引様と協力し、容器・包装・レジ袋の削減に努める。<br>●コストや技術進歩の動向を見据えて再生可能なエネルギーの導入を検討する |  |                |                |                |            |
| 特記事項                                      |  |  |                |                |                |            |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |  |  |                |                |                |                |             |
|---|--|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |             |
| (宛先) 京都市長                                 |  | 平成29年 9月 26日   |                |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都千代田区二番町8番地8  |  | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>株式会社セブン-イレブン・ジャパン<br>代表取締役社長 古屋 一樹<br>電話 03 - 6238-3707                      |                |                |                |                |             |
| 主たる業種                                     | コンビニエンスストア   | 細分類番号  | 5   8   9   1  |                |                |                |             |
| 事業者の区分                                    | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号  | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |             |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで   |  |                |                |                |                |             |
| 基本方針                                      | セブン&アイグループの「環境宣言」「地球温暖化対策に基づく基本方針」に基づき、CO2排出量の削減に努める。                          |  |                |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制                              | 京都地区のオペレーション本部を中心に、加盟店向け省エネ啓発を継続的に実施するとともに、建築設備本部を中心に、省エネ型の販売設備の開発・導入を積極的に進める。 |  |                |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量  | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量  | 16,733.4 トン  | 17,235.5 トン    | 17,752.5 トン    | 18,285.1 トン    | 6.1 パーセント      |             |
|   | 評価の対象となる排出の量   | 14,909.3 トン  | 17,235.5 トン    | 17,752.5 トン    | 13,748.5 トン    | 9.0 パーセント      |             |
|   | 目標の根拠  | 新規出店継続のため、排出総量としては増加する見込み。<br>原単位あたりの排出量削減に努め、総量としての排出抑制に努める。  |                |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途   | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 店舗   | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積㎡÷10)  | 4.19           | 4.10           | 4.05           | 4.07           | -2.79 パーセント |
|   |  | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント       |
|   | 原単位の指標及び目標の根拠  | 目標削減率：前年1%の削減を目指す  |                |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実施計画                           |  | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |             |
|   |  | 185.0 パーセント  | 185.0 パーセント    | 185.0 パーセント    | 185.0 パーセント    |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度   | 照明のLED化・省エネ型設備への更新   |                |                |                |                |             |
|   | (30)年度   | 照明のLED化・省エネ型設備への更新   |                |                |                |                |             |
|   | (31)年度   | 照明のLED化・省エネ型設備への更新   |                |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容  | 地区事務所勤務者は車両通勤を原則禁止。  |                |                |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由   | 公共交通機関での通勤が可能であるため(第二計画期間より継続)   |                |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区分   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
| 合計  | 0.0 トン   | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | ・京都市内で平成17年度より実施している食品リサイクルを今後も継続する。<br>・セブン-イレブン記念財団を通じた、環境市民団体への助成活動を継続する。   |  |                |                |                |                |             |
| 特記事項                                      | ・基準年度は平成26年度から平成28年度の3年間とした。   |  |                |                |                |                |             |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|  |  |  |                |                |                |                |              |
|--|--|--|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| (宛先) 京都市長  |  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |              |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都港区東新橋1-9-1                                      |  | 平成29年 9月 30日   |                |                |                |                |              |
| 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>ソフトバンク株式会社<br>代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙<br>電話 080-4889-2115 |  |  |                |                |                |                |              |
| 主たる業種  | 移動電気通信業  | 細分類番号  | 3              | 7              | 2              | 1              |              |
| 事業者の区分   | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号  | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |              |
| 計画期間   | 平成29年4月から平成32年3月まで   |  |                |                |                |                |              |
| 基本方針   | 合理的な基地局受電設備の設置とネットワーク網構築を行い、排出量の増加抑制を行う  |  |                |                |                |                |              |
| 計画を推進するための体制   | ・人事総務統括を委員長とする会社横断となる環境委員会を設置<br>・ISO14001認証体制の維持  |  |                |                |                |                |              |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標  | 温室効果ガスの排出の量  | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |              |
|  | 事業活動に伴う排出の量  | 4,486.6 トン   | 4,351.2 トン     | 4,388.9 トン     | 4,287.3 トン     | -3.2 パーセント     |              |
|  | 評価の対象となる排出の量   | 4,464.2 トン   | 4,351.2 トン     | 4,388.9 トン     | 4,287.3 トン     | -2.7 パーセント     |              |
| 目標の根拠  | 基本的に通信サービスの拡大に伴い、エネルギー使用量は増加傾向だが、CO2排出量の拡大を抑制するように努めている。   |  |                |                |                |                |              |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等  | 事業の用に供する建築物の用途   | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率          |
|  | 変電設備等  | 事業活動に伴う排出の量<br>(基地局トラフィック (Gbps×100))  | 16.20          | 12.80          | 11.00          | 9.38           | -31.73 パーセント |
|  |  | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント        |
| 原単位の指標及び目標の根拠  | 市内のエネルギー使用量の大部分が携帯基地局設備であり、原単位指標に使用する原単位分母は基地局トラフィックを使用します。  |  |                |                |                |                |              |
| 重点的に実施する取組の実施計画  | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |              |
|  | 100.0 パーセント  | 166.0 パーセント  | 166.0 パーセント    | 166.0 パーセント    |                |                |              |
| 具体的な取組及び措置の内容  | (29)年度   | 基地局受変電設備においてエネルギー効率のより良い機器の導入と切り替えを進める。  |                |                |                |                |              |
|  | (30)年度   | 基地局受変電設備においてエネルギー効率のより良い機器の導入と切り替えを進める。  |                |                |                |                |              |
|  | (31)年度   | 基地局受変電設備においてエネルギー効率のより良い機器の導入と切り替えを進める。  |                |                |                |                |              |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置                                      | 措置の内容  | 私有車通勤規程を制定している。  |                |                |                |                |              |
|  | 上記の措置を採用する理由   | 特別な理由がない限り私有車での通勤を許可しない為   |                |                |                |                |              |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量                                    | 区分   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |              |
|  | 森林の保全及び整備によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |              |
|  | 地域産木材の利用によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |              |
|  | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |              |
|  | グリーン電力証書等の購入によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |              |
|  | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |              |
| 合計   | 0.0 トン   | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |              |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動  | さまざまなIT技術の提供による移動エネルギー省力化の他、携帯電話リサイクルの推進、国民運動COOL CHOICE参加による環境保護の普及啓発活動を行う。また、オフィスにおける節電やクールビズ推奨によるエネルギー削減、ペーパーレス対応を推進する。   |  |                |                |                |                |              |
| 特記事項   | IoT社会の進展のためにネットワーク需要拡大に 대응するとともに、CO2削減取組を常に推進していくことが重要であると考え。ネットワーク充実のためには継続的な基地局受電設備の増強は必須であるため、設備の新設・更新時のエネルギー効率の向上に取り組み、原単位の削減に努める。<br>(尚、京都市内事業所数のうち大部分を基地局が占めており、基地局数はトラフィック変動に伴って増減が行われるため上記方針或いは計画事業所数との乖離が発生する場合があります。)<br>また、2015年4月に、ソフトバンクテレコム㈱、ソフトバンクBB㈱、ワイモバイル㈱を吸収合併しているのに伴い、基準年度を3年平均とする事が適さないため、平成28年度を使用しています。 |  |                |                |                |                |              |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |  |  |                |                |                |                |            |
|---|--|--|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|
|   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |            |
| (宛先) 京都市長                                 |  | 平成 29年 10月 27日   |                |                |                |                |            |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)                    |  | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)   |                |                |                |                |            |
| 東京都江東区東陽2丁目2番20号                          |  | 株式会社 ダイエー 代表取締役 近澤 靖英<br>電話 03 - 6388 - 7100   |                |                |                |                |            |
| 主たる業種                                     | 各種商品小売業  | 細分類番号 5   6   1   1  |                |                |                |                |            |
| 事業者の区分                                    | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号  | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |            |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで   |  |                |                |                |                |            |
| 基本方針                                      | 照明、空調などの省エネ化、エネルギー運用の見直し、従業員への啓蒙活動を推進することにより電気、ガスの使用量の削減を図る。   |  |                |                |                |                |            |
| 計画を推進するための体制                              | ISO14001を活用し、事業活動を通じ環境汚染の予防に努め、また環境マネジメントシステム運用により継続的な改善を図る取組みに当たりISO推進チームを各部署、各店舗に設置し取組みを強化する。  |  |                |                |                |                |            |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量  | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |            |
|   | 事業活動に伴う排出の量  | 6,819.4 トン   | 6,904.9 トン     | 6,840.3 トン     | 6,776.3 トン     | 0.3 パーセント      |            |
|   | 評価の対象となる排出の量   | 6,819.4 トン   | 6,904.9 トン     | 6,840.3 トン     | 6,776.3 トン     | 0.3 パーセント      |            |
|   | 目標の根拠  | 照明器具・空調機などの更新。電力の見える化、エネルギー運用改善などにより省エネルギーを推進する  |                |                |                |                |            |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途   | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率        |
|   | 店舗   | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積(29,099㎡)×1/100)   | 23.44          | 23.73          | 23.51          | 23.29          | 0.30 パーセント |
|   |  | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント      |
|   | 原単位の指標及び目標の根拠  | 店舗増減(閉鎖・新規開店)により大きく排出量に変化することから、延床面積原単位とする。  |                |                |                |                |            |
| 重点的に実施する取組の実実施計画                          |  | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |            |
|   |  | 54.0 パーセント   | 90.0 パーセント     | 90.0 パーセント     | 90.0 パーセント     |                |            |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度   | バックルームのLED化  |                |                |                |                |            |
|   | (30)年度   | 機器の適正な運転管理に努める   |                |                |                |                |            |
|   | (31)年度   | 機器の適正な運転管理に努める   |                |                |                |                |            |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容  | マイカー通勤申請制度の徹底  |                |                |                |                |            |
|   | 上記の措置を採用する理由   | 通勤において可能な範囲で公共機関を利用するよう啓蒙する  |                |                |                |                |            |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区 分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |            |
|   | 森林の保全及び整備によるもの   |  | トン             | トン             | トン             |                |            |
|   | 地域産木材の利用によるもの  |  | トン             | トン             | トン             |                |            |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの  |  | トン             | トン             | トン             |                |            |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの  |  | トン             | トン             | トン             |                |            |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの  |  | トン             | トン             | トン             |                |            |
| 合 計                                       |  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | 環境マネジメントシステムを活用した継続的な改善を図るため、2009年にISO14001の認証を取得し、環境方針に掲げる「省エネルギー、省資源の推進」「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進」「環境に配慮した活動および商品の提供」を通じ環境負荷の低減と環境保全活動に取り組む |  |                |                |                |                |            |
| 特記事項                                      |  |  |                |                |                |                |            |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |   |  |                |                             |                |                |             |
|---|---|--|----------------|-----------------------------|----------------|----------------|-------------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規   |                | <input type="checkbox"/> 変更 |                |                |             |
| (宛先) 京都市長                                   |   | 平成 29年 9月 28日  |                |                             |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都江東区木場二丁目18番11号 |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>株式会社 大丸松坂屋百貨店<br>代表取締役社長 好本達也<br>電話 03-6895-0816                             |                |                             |                |                |             |
| 主たる業種                                       | 百貨店業  | 細分類番号  |                | 5                           | 6   1   1      |                |             |
| 事業者の区分                                      | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                             |                |                |             |
| 計画期間  | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                             |                |                |             |
| 基本方針  | 平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。  |  |                |                             |                |                |             |
| 計画を推進するための体制                                | 社長を環境管理責任者とする環境マネジメントシステムにおいて、平成26年度から28年度の平均排出量を基準排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。   |  |                |                             |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                         | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度              | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 14,690.0 トン  | 14,616.5 トン    | 14,543.1 トン                 | 14,469.5 トン    | -1.0 パーセント     |             |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 15,076.1 トン  | 14,016.5 トン    | 13,943.1 トン                 | 13,872.1 トン    | -7.5 パーセント     |             |
|   | 目標の根拠   | 使用機器省エネルギー化(LED照明器具の導入、空調機器のインバータ化、他省エネ機器の導入)等の施策で、平成26年度から平成28年度を基準とし、平成31年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。    |                |                             |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                           | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度              | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 店舗・事務所  | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積×1/100)  | 14.50          | 14.45                       | 14.37          | 14.30          | -0.87 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                             |                |                | パーセント       |
|   | 原単位の指標及び目標の根拠   | 延床面積101,317㎡(内訳本館75,774㎡、山科店5,404㎡、その他建物20,140㎡)を原単位指標とし、使用量ベースで削減を目指す。                              |                |                             |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実施計画                             |   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度              | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |             |
|   |   | 40.0 パーセント   | 45.0 パーセント     | 55.0 パーセント                  | 70.0 パーセント     |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容                               | (29)年度  | LED照明器具の導入、空調機機のインバータ化、他省エネ機器の導入等の施策を実施する。   |                |                             |                |                |             |
|   | (30)年度  | 29年度取り組みを継続。   |                |                             |                |                |             |
|   | (31)年度  | 30年度取り組みを継続。   |                |                             |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置     | 措置の内容   | 原則、自動車の通勤は認めてない。   |                |                             |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由  | 勤務者の通勤での安全確保のため。   |                |                             |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量   | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度              | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  |  | トン             | トン                          | トン             |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの   |  | トン             | トン                          | トン             |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   |  | トン             | トン                          | トン             |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   |  | トン             | トン                          | トン             |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   |  | トン             | トン                          | トン             |                |             |
| 合計  |   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン                      |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                           | J.フロント リテイリングでは、CO2を削減し、地球温暖化を防止するためにさまざまな省エネに取り組んでいます。設備の更新や改装時・新規出店時には省エネ効率の高い機器を順次導入しています。<br>・LED化の推進、節電の取り組み、日本百貨店協会がすすめる地球温暖化防止活動への参画 等 |  |                |                             |                |                |             |
| 特記事項  | 超過削減量の差引について<br>第1年度(29)年度 600.0<br>第2年度(30)年度 600.0<br>第3年度(31)年度 597.4  |  |                |                             |                |                |             |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |   |  |  |                |                |                |             |
|---|---|--|--|----------------|----------------|----------------|-------------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |  |                |                |                |             |
| (宛先) 京都市長                                 |   | 平成29年 9月 30日   |  |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>大阪市中央区難波5丁目1番5号 |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>株式会社 高島屋 代<br>表取締役 木本 茂<br>電話06-6631-1101                                    |  |                |                |                |             |
| 主たる業種                                     | 百貨店・総合スーパー  | 細分類番号  | 5   6   1   1  |                |                |                |             |
| 事業者の区分                                    | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |  |                |                |                |             |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |  |                |                |                |             |
| 基本方針                                      | エネルギー・水道消費の削減、廃棄物排出量の削減等、全部環境マネジメントシステムにより昨年実績の1%削減を目指す。  |  |  |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制                              | 店長を本部長とする環境・社会貢献委員会及びエネルギー推進委員会を月例開催。   |  |  |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 15,575.3 トン  | 18,189.8 トン  | 18,189.8 トン    | 18,189.8 トン    | 16.8 パーセント     |             |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 16,210.9 トン  | 17,967.3 トン  | 17,967.3 トン    | 17,967.6 トン    | 10.8 パーセント     |             |
|   | 目標の根拠   | 冷房温度緩和の取組み、節電を意識した行動の実践を行うとともに、設備運用の工夫、設備投資による省エネ機器(LED照明含む)導入を進め、削減を図る。                             |  |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 京都店   | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積×営業時間)/100000  | 3.42   | 3.99           | 3.99           | 3.99           | 16.67 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量  |  |                |                |                | パーセント       |
|   |   | 原単位の指標及び目標の根拠  | 冷房温度緩和の取組み、節電を意識した行動の実践を行うとともに、設備運用の工夫、設備投資による省エネ機器(LED照明含む)導入を進め、削減を図る。 |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実施計画                           |   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |             |
|   |   | 85.0 パーセント   | 85.0 パーセント   | 85.0 パーセント     | 85.0 パーセント     |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度  | LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用  |  |                |                |                |             |
|   | (30)年度  | LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用  |  |                |                |                |             |
|   | (31)年度  | LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用  |  |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容   | 前日マイカー通勤原則禁止   |  |                |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由  | 社内規定による  |  |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区 分   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度   | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
| 合 計                                       | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン   |                |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | 高島屋グループは地球環境を守る為に、地球温暖化防止への貢献に重点をおき、CO2の削減を中心に様々な活動を行う事により、環境問題の解決に繋がる21世紀の心豊かなライフスタイルを提案していきます。  |  |  |                |                |                |             |
| 特記事項                                      | ISO14001における京都店・洛西店環境保全責任者は京都店長とする事から京都店執行役員店長岡部恒明を代理人と定め、京都店・洛西店に係る京都市地球温暖化対策条例に基づく届出及びその訂正、受領に関する一切の権限を委任しております。<br>第二計画期間の超過削減量667.2トンを使用する。 |  |  |                |                |                |             |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|   |   |  |                |                |                |                |            |
|---|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |            |
| (宛先) 京都市長                                 |   | 平成29年 9月 29日   |                |                |                |                |            |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)                    |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)   |                |                |                |                |            |
| 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地                    |   | 学校法人同志社 理事長 八田 英二<br>電話 075-251-3006   |                |                |                |                |            |
| 主たる業種                                     | 学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学)   | 細分類番号  | 8   1   6   1  |                |                |                |            |
| 事業者の区分                                    | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |            |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                |                |                |            |
| 基本方針                                      | 第Ⅱ期計画と同様に、各校の実態を把握し、各校のレベルに応じた計画を実行していく。中でも使用量の大きな大学と女子大学を中心に削減計画に取り組み、法人全体として3%以上のCO2削減を目指す。 |  |                |                |                |                |            |
| 計画を推進するための体制                              | 省エネルギー推進委員会、省エネルギー推進専門部会  |  |                |                |                |                |            |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |            |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 13,871.2 トン  | 13,874.3 トン    | 13,874.3 トン    | 13,874.3 トン    | 0.0 パーセント      |            |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 13,993.3 トン  | 13,344.3 トン    | 13,344.3 トン    | 13,341.5 トン    | -4.7 パーセント     |            |
|   | 目標の根拠   | エネルギー使用の大きな大学、女子大学の使用量の抑制に努め、基準年度と同等程度を達成し、超過削減量の差し引きにより、評価の対象となる排出量を3%以上削減する計画。                     |                |                |                |                |            |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率        |
|   | 学校  | 事業活動に伴う排出の量<br>(学校面積271,831㎡×1/1000)   | 51.03          | 51.04          | 51.04          | 51.04          | 0.02 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント      |
|   | 原単位の指標及び目標の根拠   | エネルギー使用の大きな大学、女子大学の使用量の抑制に努め、基準年度と同等程度を計画。   |                |                |                |                |            |
| 重点的に実施する取組の実施計画                           |   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |            |
|   |   | 106.0 パーセント  | 106.0 パーセント    | 106.0 パーセント    | 106.0 パーセント    |                |            |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度  | 冷房・暖房の設定温度の徹底、照明点灯の管理徹底  |                |                |                |                |            |
|   | (30)年度  | 冷房・暖房の設定温度の徹底、照明点灯の管理徹底  |                |                |                |                |            |
|   | (31)年度  | 冷房・暖房の設定温度の徹底、照明点灯の管理徹底  |                |                |                |                |            |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容   | 同志社大学今出川校地の教職員駐車場を廃止(継続中)  |                |                |                |                |            |
|   | 上記の措置を採用する理由  | マイカー通勤の抑制が図られるため   |                |                |                |                |            |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |            |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | 合計  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | -   |  |                |                |                |                |            |
| 特記事項                                      | 超過削減量の差引は、第1年度(29年度)530トン、第2年度(30年度)530トン、第3年度(31年度)532.8トンとした。                               |  |                |                |                |                |            |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |   |  |                |                |                |                |             |
|---|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |             |
| (宛先) 京都市長                                   |   | 平成29年9月27日   |                |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>大阪府大阪市中央区馬場町3番15号 |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>西日本電信電話株式会社<br>代表取締役社長 村尾 和俊<br>電話 06-4793-3000                              |                |                |                |                |             |
| 主たる業種                                       | 地域電気通信業(有線放送電話を除く)  | 細分類番号  | 3   7   1   1  |                |                |                |             |
| 事業者の区分                                      | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |             |
| 計画期間  | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                |                |                |             |
| 基本方針  | NTT西日本グループ地球環境憲章に基づいた、環境マネジメントシステムの取り組みによりエネルギー消費効率の改善並びに、日常的かつ計画的な省エネルギー施策の実施によりCO2排出量の削減を図る   |  |                |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制                                | 本社経営会議、並びに代表取締役副社長がトップのグリーンNTT西日本推進会議において、環境保護推進における基本方針の審議、施策立案、各種取り組みの進捗共有を実施している。  |  |                |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                         | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 27,832.2 トン  | 26,559.1 トン    | 26,033.3 トン    | 25,518.2 トン    | -6.5 パーセント     |             |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 27,019.1 トン  | 25,059.1 トン    | 24,533.3 トン    | 24,050.6 トン    | -9.2 パーセント     |             |
| 目標の根拠                                       | データセンタ設備や情報通信新サービスの新設に伴い増加するが、通信電源設備に関して高効率設備へ計画的更改を実施することで排出量の削減を図る。また、事務室等についても継続的な省エネルギー施策の展開により削減を図る。   |  |                |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                           | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 電気通信ビル  | 事業活動に伴う排出の量<br>(延べ床面積/100)   | 25.03          | 23.89          | 23.41          | 22.95          | -6.45 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント       |
| 原単位の指標及び目標の根拠                               | 高効率の通信電源設備への更改や事務室等における継続的な省エネルギー施策の展開により6.45%の削減を目指す。  |  |                |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実実施計画                            | 基準年度<br>(28)年度  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 115.0 パーセント   | 115.0 パーセント  | 115.0 パーセント    | 115.0 パーセント    |                |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容                               | (29)年度  | 未使用設備の停止による待機電力の減少。事務室においては空調温度設定の徹底、不要照明の消灯徹底等。通信電源電力設備においては高効率設備への計画的更改、空調温度設定の徹底等。                |                |                |                |                |             |
|   | (30)年度  | 未使用設備の停止による待機電力の減少。事務室においては空調温度設定の徹底、不要照明の消灯徹底等。通信電源電力設備においては高効率設備への計画的更改、空調温度設定の徹底等。                |                |                |                |                |             |
|   | (31)年度  | 未使用設備の停止による待機電力の減少。事務室においては空調温度設定の徹底、不要照明の消灯徹底等。通信電源電力設備においては高効率設備への計画的更改、空調温度設定の徹底等。                |                |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置       | 措置の内容   | 原則、マイカー通勤を禁止。<br>通勤には公共交通機関を利用させている。   |                |                |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由  | 原則、公共交通機関で通勤しており問題なし。  |                |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量   | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |             |
| 合計  | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「京都まち美化市民総行動」参加</li> <li>上賀茂神社における葵再生に向けた社員里親の取り組み</li> <li>統一行動ライトダウン参加</li> </ul>  |  |                |                |                |                |             |
| 特記事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>超過削減量の年度別削減量は次のとおり<br/>H29年度：1500トン、H30年度：1500トン、H31年度：1467.6トン</li> <li>事業所数については、本計画書提出に際して精査したところ、既に取り壊したビルや通信用でないビルが含まれていたことから現行化(7事業所減)いたしました。</li> </ul> |  |                |                |                |                |             |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |   |  |  |                |                |                |             |
|---|---|--|--|----------------|----------------|----------------|-------------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更             |  |                |                |                |             |
| (宛先) 京都市長                                     |   | 平成29年 9月29日  |  |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号 |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>日本生命保険相互会社<br>代表取締役社長 筒井 義信<br>電話 06-6209-5525         |  |                |                |                |             |
| 主たる業種   | 生命保険業(郵便保険業、生命保険再保険業を除く)  |  |  |                |                |                |             |
|   | 細分類番号   | 6  | 7   1   1  |                |                |                |             |
| 事業者の区分  | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br>京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |  |  |                |                |                |             |
| 計画期間  | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |  |                |                |                |             |
| 基本方針  | 環境保全に向けて全社的に定めた環境憲章及び、設備更新、運用改善等の取組みにより温室効果ガス排出量の削減に努める。  |  |  |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制                                  | 本社不動産部を中心として計画的な設備更新やメンテナンス、効率的な運用により温室効果ガスの排出量削減を実施する。   |  |  |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                           | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 7,086.2 トン   | 6,939.9 トン   | 6,939.9 トン     | 6,939.9 トン     | -2.1 パーセント     |             |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 7,268.5 トン   | 6,939.9 トン   | 6,939.9 トン     | 5,078.1 トン     | -13.1 パーセント    |             |
|   | 目標の根拠   | 計画的な設備更新やメンテナンス、運用改善等を実施し、温室効果ガス排出量を基準年度に対し超過削減量の繰越を除く形で年平均 -4.5%削減することを目標とする。 |  |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                             | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 事務所   | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積[千㎡])  | 76.13  | 74.55          | 74.55          | 74.55          | -2.08 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |  |                |                |                | パーセント       |
|   |   | 原単位の指標及び目標の根拠  | 事業所の増減があっても省エネ取組の結果が適正に反映されるように「延床面積[千㎡]」を原単位の分母に設定し、温室効果ガス排出量の抑制に努める。 |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実施計画                               |   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |             |
|   |   | 100.0 パーセント  | 106.0 パーセント  | 106.0 パーセント    | 106.0 パーセント    |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容                                 | (29)年度  | 照明設備の更新、日生京都三哲ビル。各設備の定期的なメンテナンス、不要照明の消灯、空調設定温度の適正化、入居テナントへの省エネ協力要請等を実施(平成29年度) |  |                |                |                |             |
|   | (30)年度  | 各設備の定期的なメンテナンス、不要照明の消灯、空調設定温度の適正化、入居テナントへの省エネ協力要請等を実施(平成30年度)                  |  |                |                |                |             |
|   | (31)年度  | 各設備の定期的なメンテナンス、不要照明の消灯、空調設定温度の適正化、入居テナントへの省エネ協力要請等を実施(平成31年度)                  |  |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置       | 措置の内容<br>原則として自動車等による通勤を認めていない。   |  |  |                |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由<br>環境保護への取組の一環及び、通勤途中での事故リスク軽減のため。   |  |  |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量     | 区 分   | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度   | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   | トン   | トン   | トン             |                |                |             |
| 合 計   | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン   |                |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                             | かけがえのない地球環境を次世代へ引き継ぐことを願い、(公財)ニッセイ緑の財団とともに平成4年から森づくりに取り組んでいます。“ニッセイの森”の育樹(下草刈り・除伐等)には、当社職員もボランティアとして参加し、環境意識の啓発にもつながっています。    |  |  |                |                |                |             |
| 特記事項  | ・第二計画期間の超過削減量 1,861.8t-CO2を計画第3年度(31年度)で差し引いています。   |  |  |                |                |                |             |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|   |   |  |                |                |                |                |       |       |
|---|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |       |       |
| (宛先) 京都市長                                 |   | 平成29年 9月 29日   |                |                |                |                |       |       |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都港区大門一丁目1番3号  |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>日本赤十字社<br>社長 近衛 忠輝<br>03-3438-1311   |                |                |                |                |       |       |
| 主たる業種                                     | 一般病院  | 細分類番号  | 8   3   1   1  |                |                |                |       |       |
| 事業者の区分                                    | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |       |       |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                |                |                |       |       |
| 基本方針                                      | 市内赤十字関連の支部、病院・施設(2病院、1血液センター)が一体となり、省エネ活動を展開し、温室効果ガス排出量-3%削減を目標に行動する。                                 |  |                |                |                |                |       |       |
| 計画を推進するための体制                              | エネルギー使用量が原油換算で500KLを単独で越える京都第一・京都第二赤十字病院を中心として、省エネルギー対策(照明の合理化、設備の更新、エネルギーの転換等)を実施するための院内委員会等を設置している。 |  |                |                |                |                |       |       |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |       |       |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 16,642.1 トン  | 16,250.8 トン    | 16,095.0 トン    | 15,811.1 トン    | -3.6           | パーセント |       |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 16,513.8 トン  | 16,250.8 トン    | 16,095.0 トン    | 15,811.1 トン    | -2.8           | パーセント |       |
| 目標の根拠                                     |   | 施設における設備の適正管理や照明や設備等を効率の高い機器に更新し温室効果ガス排出量の削減を図る。   |                |                |                |                |       |       |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率   |       |
|   | 医療施設  | 事業活動に伴う排出の量<br>延床面積/10   | 1.31           | 1.28           | 1.26           | 1.24           | -3.82 | パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                |       | パーセント |
| 原単位の指標及び目標の根拠                             |   | 設備の適正管理及び更新を行い排出量の削減を図る。   |                |                |                |                |       |       |
| 重点的に実施する取組の実施計画                           |   | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |       |       |
|   |   | 100.0 パーセント  | 100.0 パーセント    | 100.0 パーセント    | 100.0 パーセント    |                |       |       |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度  | 空調ポンプインバータ化、ヒートポンプチャラーの更新、照明のLED化  |                |                |                |                |       |       |
|   | (30)年度  | 空調ポンプインバータ化、照明のLED化  |                |                |                |                |       |       |
|   | (31)年度  | 熱源の更新、炉筒煙管ボイラーを高効率貫型ボイラーに更新  |                |                |                |                |       |       |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容   | 自動車による通勤を全面禁止  |                |                |                |                |       |       |
|   | 上記の措置を採用する理由  | 公共交通機関利用を推進し、個人単位の温室効果ガス排出量を削減する。  |                |                |                |                |       |       |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |       |       |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | トン   | トン             | トン             |                |                |       |       |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | トン   | トン             | トン             |                |                |       |       |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | トン   | トン             | トン             |                |                |       |       |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | トン   | トン             | トン             |                |                |       |       |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   | トン   | トン             | トン             |                |                |       |       |
| 合計  | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |       |       |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | 大規模事業所である京都第一、第二赤十字病院を中心に、事業者(日本赤十字社)として排出量削減に努める。  |  |                |                |                |                |       |       |
| 特記事項                                      | H29.1.1に京都府赤十字血液センターが伏見社屋を取得したが、現在、事業所としては稼働していないため事業所数からは除外する。H30年度中に現センターが伏見社屋に移転後、現センターは廃止する。      |  |                |                |                |                |       |       |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|   |   |  |                |                |                |                |            |
|---|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更                                   |                |                |                |                |            |
| (宛先) 京都市長                                 |   | 平成29年 9月30日  |                |                |                |                |            |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都港区六本木6-11-1  |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>日本中央競馬会 理事長 後藤 正幸<br>(03-3591-5251)  |                |                |                |                |            |
| 主たる業種                                     | 競馬事業  | 細分類番号  | 8   0   3   2  |                |                |                |            |
| 事業者の区分                                    | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号   | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |            |
| 計画期間                                      | 平成29年4月から平成32年3月まで  |  |                |                |                |                |            |
| 基本方針                                      | 省エネタイプへの機器の更新、各設備機器運転時間見直しによる省エネ化。                                      |  |                |                |                |                |            |
| 計画を推進するための体制                              | 建築設備課長を筆頭とする省エネプロジェクトの実施。   |  |                |                |                |                |            |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                       | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26~28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |            |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 5,670.9 トン   | 5,842.2 トン     | 5,841.0 トン     | 5,841.0 トン     | 3.0 パーセント      |            |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 6,455.4 トン   | 3,022.7 トン     | 5,841.0 トン     | 5,841.0 トン     | -24.1 パーセント    |            |
| 目標の根拠                                     | 温室効果ガスの排出量削減には大幅な改修工事が必要と思われる為、現状維持とする。                                 |  |                |                |                |                |            |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率        |
|   | 競馬場   | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積/100)  | 3.52           | 3.62           | 3.62           | 3.62           | 2.84 パーセント |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )   |                |                |                |                | パーセント      |
| 原単位の指標及び目標の根拠                             | 温室効果ガスの排出量削減には大幅な改修工事が必要と思われる為、現状維持とする。                                 |  |                |                |                |                |            |
| 重点的に実施する取組の実実施計画                          | 基準年度<br>(28)年度  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |            |
|   | 87.0 パーセント  | 87.0 パーセント   | 87.0 パーセント     | 93.0 パーセント     |                |                |            |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (29)年度  | 扉の開閉を意識することで空調効率の向上  |                |                |                |                |            |
|   | (30)年度  | 付けっぱなしなどの無駄の削減   |                |                |                |                |            |
|   | (31)年度  | 節電等の徹底。現状より悪化しないための活動。   |                |                |                |                |            |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置   | 措置の内容   | ノーマイカーデーについて啓蒙活動を引続き行う。  |                |                |                |                |            |
|   | 上記の措置を採用する理由  | 実施した処、一定の効果は見られので引続き行う必要がある。   |                |                |                |                |            |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区分  | 第1年度<br>(29)年度   | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |            |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの                                   | 0.0 トン   | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |            |
| 合計  | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン         |                |                |                |            |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | 京都競馬場構内では多くの植栽や芝を養生し、維持に努めており、量で表現できない形でCO2の削減に寄与している。                  |  |                |                |                |                |            |
| 特記事項                                      | 本件に関して、本会理事長後藤正幸より京都競馬場長横田貞夫への委任状を提出している。<br>超過削減量を使用する。(第1年度に2819.5トン) |  |                |                |                |                |            |

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

|   |   |   |                |                |                |                |       |       |   |   |
|---|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|---|---|
|   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更          |                |                |                |                |       |       |   |   |
| (宛先) 京都市長   |   | 平成 30年 2月 26日   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー |   | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>日本マクドナルド株式会社<br>代表取締役 サラ・エル・カサノバ<br>電話 03-6911-5000 |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 主たる業種   | ハンバーガー・レストランチェーンの経営並びにそれに付随する一切の事業  |   |                |                |                | 細分類番号          | 7     | 6     | 9 | 1 |
| 事業者の区分  | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br>京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号<br><input type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 計画期間  | 平成29年4月から平成32年3月まで  |   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 基本方針  | 平成29年度～平成31年度の温室効果ガス排出量を基準年に対して年ごとに対前年1.0%削減する。   |   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 計画を推進するための体制  | 西日本本部、営業本部、CSR部が連携し、会社目標を踏まえて柔軟にエネルギー使用量の効率化と削減を目的に温暖化防止に向けた対応を推進する。  |   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                                 | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(26～28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |       |       |   |   |
|   | 事業活動に伴う排出の量<br>(100000レジカント)  | 6,948.0 トン  | 6,995.1 トン     | 6,915.7 トン     | 6,852.0 トン     | -0.4           | パーセント |       |   |   |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 7,167.3 トン  | 6,995.1 トン     | 6,915.7 トン     | 6,852.0 トン     | -3.4           | パーセント |       |   |   |
|   | 目標の根拠   | エネルギー管理プログラムの実施、エネルギー効率の高い設備機器の導入。  |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                                   | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標  | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率   |       |   |   |
|   | 店舗  | 事業活動に伴う排出の量<br>(100000レジカント)  | 49.21          | 47.17          | 45.35          | 44.12          | -7.45 | パーセント |   |   |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )  |                |                |                |                |       | パーセント |   |   |
|   | 原単位の指標及び目標の根拠   | 客数(レジカント数)、基準年に対してH29、H30、H31の増は5%、8%、10%増の見込み                              |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 重点的に実施する取組の実施計画                                     | 基準年度<br>(28)年度  | 第1年度<br>(29)年度  | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |       |       |   |   |
|   | 8.0   | 16.0  | 16.0           | 16.0           |                |                |       |       |   |   |
| 具体的な取組及び措置の内容                                       | (29)年度  | エネルギー管理プログラムの実施、エネルギー効率の高い設備機器の導入   |                |                |                |                |       |       |   |   |
|   | (30)年度  | エネルギー管理プログラムの実施、エネルギー効率の高い設備機器の導入   |                |                |                |                |       |       |   |   |
|   | (31)年度  | エネルギー管理プログラムの実施、エネルギー効率の高い設備機器の導入   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置             | 措置の内容   | 従業員に自動車の使用はありません。   |                |                |                |                |       |       |   |   |
|   | 上記の措置を採用する理由  | -   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量           | 区 分   | 第1年度<br>(29)年度  | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |       |       |   |   |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | 0.0 トン  | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |   |   |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | 0.0 トン  | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |   |   |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | 0.0 トン  | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |   |   |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | 0.0 トン  | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |   |   |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの   | 0.0 トン  | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |                |       |       |   |   |
| 合 計   | 0.0 トン  | 0.0 トン  | 0.0 トン         |                |                |                |       |       |   |   |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                                   | 会社としてはSDGs等の普及活動を内外を問わず行っていますが、京都市に限ってはその範囲にありません。  |   |                |                |                |                |       |       |   |   |
| 特記事項  | -   |   |                |                |                |                |       |       |   |   |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

## 事業者排出量削減計画書

|   |  |   |                |                |                |                |             |
|---|--|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更  |                |                |                |                |             |
| (宛先) 京都市長                                   |  | 平成29年 9月 31日  |                |                |                |                |             |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)<br>東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 |  | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)<br>日本郵便株式会社<br>代表取締役社長 横山 邦男<br>電話 03-3504-4401  |                |                |                |                |             |
| 主たる業種                                       | 郵便局事業  | 細分類番号   | 8   6   1   1  |                |                |                |             |
| 事業者の区分                                      | 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号  | <input checked="" type="checkbox"/> ア<br><input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ<br><input type="checkbox"/> エ |                |                |                |                |             |
| 計画期間  | 平成29年4月から平成32年3月まで   |   |                |                |                |                |             |
| 基本方針  | 日本郵便株式会社の事業活動に伴って発生する温室効果ガス発生量を、平成28年度排出量を基準に3年平均で3.1%の削減を目指す。 |   |                |                |                |                |             |
| 計画を推進するための体制                                | 郵便局長は定められた「環境マニュアル」に基づき、自局における省エネルギーの推進を図り、数値目標の達成に取り組む。       |   |                |                |                |                |             |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標                         | 温室効果ガスの排出の量  | 基準年度<br>(26~28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率            |             |
|   | 事業活動に伴う排出の量  | 9,667.1 トン  | 9,558.2 トン     | 9,339.3 トン     | 9,120.4 トン     | -3.4 パーセント     |             |
|   | 評価の対象となる排出の量   | 9,931.3 トン  | 8,878.6 トン     | 8,659.7 トン     | 8,440.8 トン     | -12.8 パーセント    |             |
| 目標の根拠                                       | 京都市が設定した業務部門の目標削減率である年平均3%を超える、年平均3.4%の削減を目指す。                 |   |                |                |                |                |             |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                           | 事業の用に供する建築物の用途   | 原単位の指標  | 基準年度<br>(28)年度 | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率         |
|   | 事務所  | 事業活動に伴う排出の量<br>(延床面積÷1,000)   | 69.13          | 68.35          | 66.79          | 65.22          | -3.39 パーセント |
|   |  | 事業活動に伴う排出の量<br>( )  |                |                |                |                | パーセント       |
| 原単位の指標及び目標の根拠                               | ・原単位の指標は、京都市内事業所の総延床面積とする。<br>・年平均3.39%の削減を目指す。                |   |                |                |                |                |             |
| 重点的に実施する取組の実施計画                             | 基準年度<br>(28)年度   | 第1年度<br>(29)年度  | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 37.0 パーセント   | 43.0 パーセント  | 43.0 パーセント     | 43.0 パーセント     |                |                |             |
| 具体的な取組及び措置の内容                               | (29)年度   | 総電気使用量を対基準年度(28年度)年平均1.5%削減する。  |                |                |                |                |             |
|   | (30)年度   | 総電気使用量を対基準年度(28年度)年平均4.5%削減する。  |                |                |                |                |             |
|   | (31)年度   | 総電気使用量を対基準年度(28年度)年平均7.5%削減する。  |                |                |                |                |             |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置     | 措置の内容  | 特になし  |                |                |                |                |             |
|   | 上記の措置を採用する理由   | 局舎の立地、勤務時間帯等により自家用車でなければ通勤不可能な場合があるため、特に制限はしていないもの。   |                |                |                |                |             |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量   | 区分   | 第1年度<br>(29)年度  | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |                |             |
|   | 森林の保全及び整備によるもの   | 0.0 トン  | トン             | トン             |                |                |             |
|   | 地域産木材の利用によるもの  | 0.0 トン  | トン             | トン             |                |                |             |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの                                    | 0.0 トン  | トン             | トン             |                |                |             |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの  | 0.0 トン  | トン             | トン             |                |                |             |
|   | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの                          | 0.0 トン  | トン             | トン             |                |                |             |
| 合計  | 0.0 トン   | 0.0 トン  | 0.0 トン         |                |                |                |             |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                           | 特になし   |   |                |                |                |                |             |
| 特記事項  | 次のとおり超過削減量の差引を行う。<br>第1年度679.6t<br>第2年度679.6t<br>第3年度679.6t    |   |                |                |                |                |             |

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。